

市第54号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（
平成 4 年 9 月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第37条及び第38条を次のように改める。

第37条 削除

（産業廃棄物管理票）

第38条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施
設に搬入する（運搬を他人に委託する場合を含む。以下同じ。）
ときは、規則で定めるところにより、搬入する産業廃棄物の種類
、数量その他の事項について、産業廃棄物管理票（以下この条に
おいて「管理票」という。）に記載して市長に提出し、又は電子
情報処理組織を使用して情報処理センターに登録することができる。

2 市長は、前項の規定により管理票が提出された場合において、
搬入された産業廃棄物の処分が終了したときは、規則で定めると
ころにより、管理票に必要な事項を記載し、当該産業廃棄物を搬

入した事業者又は当該産業廃棄物の運搬を委託された者（次項において「受託産廃運搬業者」という。）に管理票の写し（同項において「写し」という。）を送付しなければならない。

- 3 前項の規定により市長から写しの送付を受けた受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、写しを送付しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項に規定する事業者が搬入する産業廃棄物の種類、数量その他の事項を情報処理センターに登録した場合において、当該産業廃棄物の処分が終了した旨の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。
- 5 市長は、提出された管理票に虚偽の記載があると認めるとき、又は情報処理センターに登録された内容に虚偽があると認めるときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第38条の 2 中「において」の次に「読み替えて」を加え、「（以下「生活環境影響調査」という。）」を削る。

第38条の 5 の次に次の 2 条を加える。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関する特例）

第38条の 5 の 2 法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第38条の 2、第38条の 4 及び前条の規定の適用については、第38条の 2 中「同条第 9 項」とあるのは「法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 9 条の 3 第 9 項」と、第38条の 4 第 2 項中「1 月間」とあるのは「1 月以内で非常災害の状況を勘案して

市長が定めて告示する期間」と、前条第 2 項中「2 週間を経過する日」とあるのは「2 週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する日」とする。

第38条の5の3 法第9条の3の3第1項の規定により横浜市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合においては、第38条の2から第38条の4までの規定は法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公衆への縦覧について、第38条の5の規定は法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第38条の2中「第9条の3第2項（同条第9項）」とあるのは「第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項）」と、「同条第1項」とあるのは「法第9条の3の3第1項」と、同条から第38条の4までの規定中「調査書」とあるのは「受託に係る調査書」と、同条及び第38条の5中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の3第2項」と、同条第1項中「第38条の3」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する第38条の3」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する前条第2項」と、「を経過する」とあるのは「以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する」と、第38条の2中「縦覧及び意見書を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、「焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」とあ

るのは「焼却施設」と、第38条の3の見出し中「縦覧等」とあるのは「縦覧」と、同条中「法第9条の3第2項」とあるのは「災害廃棄物処分受託者が法第9条の3の3第2項」と、「供し、意見書を提出する機会を付与しよう」とあるのは「供しよう」と、第38条の4中「前条」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する前条」と、同条第2項中「1月間」とあるのは「1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と読み替えるものとする。

第38条の6中「前3条」を「第38条の3から第38条の5まで」に改める。

第47条の2中「するもの」の次に「、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 熱回収施設認定申請手数料

1 件につき 33,000円

(5) 熱回収施設認定更新申請手数料

1 件につき 20,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

事業系一般廃棄物管理票を廃止するとともに、横浜市の処理施設

に搬入する産業廃棄物について産業廃棄物管理票を提出する方法に加えて電子情報処理組織を使用して登録する方法を導入する等のため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（事業系一般廃棄物管理票）

- 第 37 条 削除
規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該一般廃棄物収集運搬業者（以下「受託一廃運搬業者」という。）に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 2 受託一廃運搬業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、受託一廃運搬業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託一廃運搬業者に回付しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託一廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければならない。
- 5 市長は、受託一廃運搬業者が事業系一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された事業系一般廃棄物管理票に虚偽の記載

があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物管理票)

- 第 38 条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入する(運搬を他人に委託する場合を含む。以下同じ。)
規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託ときは、規則で定めるところにより、搬入する産業廃棄物の種類して行うときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物収集運搬業者(以下「受託産廃運搬業者」という。)に対し、当該において「管理票」という。)に記載して市長に提出し、又は電子委託に係る産業廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した情報処理組織を使用して情報処理センターに登録することができる産業廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により管理票が提出された場合において、受託産廃運搬業者は、運搬を委託された産業廃棄物を横浜市の搬入された産業廃棄物の処分が終了したときは、規則で定めるところにより、処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けることにより、管理票に必要な事項を記載し、当該産業廃棄物を搬けた産業廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない事業者又は当該産業廃棄物の運搬を委託された者(次項において「受託産廃運搬業者」という。)に管理票の写し(同項において「写し」という。)を送付しなければならない。
- 3 前項の規定により市長から写しの送付を受けた受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、写しを送付しなければならない。市長は、受託産廃運搬業者が委託された産業廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、産業廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託産廃運搬業者に回付しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項に規定する事業者が搬入する産業廃棄物の種類前項の場合において、受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託し、数量その他の事項を情報処理センターに登録した場合において、当該事業者に対し、市長から回付を受けた産業廃棄物管理票を送付し、当該産業廃棄物の処分が終了した旨の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

- 5 市長は、提出された管理票に虚偽の記載があると認めるとき、市長は、受託産廃運搬業者が産業廃棄物管理票を提出しないと又は情報処理センターに登録された内容に虚偽があると認めるとき、又は提出された産業廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否するときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(対象施設の種類)

第 38 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関する特例）

第 38 条の 5 の 2 法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第 38 条の 2、第 38 条の 4 及び前条の規定の適用については、第 38 条の 2 中「同条第 9 項」とあるのは「法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 9 条の 3 第 9 項」と、第 38 条の 4 第 2 項中「1 月間」とあるのは「1 月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と、前条第 2 項中「2 週間を経過する日」とあるのは「2 週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する日」とする。

第 38 条の 5 の 3 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定により横浜市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災

害廃棄物処分受託者」という。)が当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合においては、第38条の2から第38条の4までの規定は法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公衆への縦覧について、第38条の5の規定は法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第38条の2中「第9条の3第2項(同条第9項」とあるのは「第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項」と、「同条第1項」とあるのは「法第9条の3の3第1項」と、同条から第38条の4までの規定中「調査書」とあるのは「受託に係る調査書」と、同条及び第38条の5中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の3第2項」と、同条第1項中「第38条の3」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する第38条の3」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する前条第2項」と、「を経過する」とあるのは「以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する」と、第38条の2中「縦覧及び意見書を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、「焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「焼却施設」と、第38条の3の見出し中「縦覧等」とあるのは「縦覧」と、同条中「法第9条の3第2項」とあるのは「災害廃棄物処分受託者が法第9条の3の3第2項」と、「供し、意見書を提出する機会を付与しよう」とあるのは「供しよう」と、第38条の4中「前条」とあるのは「第38条の5の3において読み

替えて準用する前条」と、同条第 2 項中「1 月間」とあるのは「1 月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と読み替えるものとする。

(環境影響評価との関係)

第 38 条の 6 対象施設の設置又は変更（法第 9 条の 3 第 8 項の規定による届出を要する場合に限る。）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、第 38 条の 3 から第 38 条の 5 まで
前 3 条に定める手続を経たものとみなす。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第 47 条の 2 法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第 9 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第 8 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）の認定を受けようとする者、同条第 2 項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第 9 条の 5 第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第 9 条の 6 第 1 項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 熱回収施設認定申請手数料

1 件につき 33,000 円

(5) 熱回収施設認定更新申請手数料

1 件につき 20,000 円

(6) (本文省略)

(4)

(7) (本文省略)

(5)